

産業労働局 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

1. 試行対象工事

下記の3項目に該当する工事を試行対象とする。

ただし、本試行については、建築工事及び建築設備工事（電気・機械）は対象外とする。

（1）適用範囲

ア 農業土木工事及び森林土木工事等の土木工事

起工（決定日）が令和3年7月1日以降である案件

イ 土木設備工事（電気・機械）

起工（決定日）が令和6年4月1日以降である案件

（2）対象工事

・主たる工種が屋外作業である農業土木工事及び森林土木工事（単価契約は除く）又は土木工事の積算体系を用いて積算した工事とする。

ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を対象期間から除くものとする。

・電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が野外と同等と認められる場合は対象とすることができる。

ただし、機器等の工場製作期間並びに工場製作工を含む工事の当該期間は対象期間から除くものとする。

（3）対象地域

すべての地域を対象とする。

2. 計測方法について

（1）真夏日の計測方法（農業土木工事及び土地改良事業に関連する土木工事）

1) 本試行にあたっては、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上の場合

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上となる日を真夏日とする。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度（℃）以上となる日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上、またはWBGTが25度（℃）以上の場合、真夏日とする。

2) 観測所の選定については、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。

- 3) 上記①～③によりがたい場合は、監督員と協議すること。
- (2) 気温の計測方法（森林土木工事及び森林整備保全事業に関連する土木工事）
- 1) 本試行にあたっては、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所の気温の計測結果を用いることを標準とする。
 - 2) 観測所の選定については、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。
 - 3) 1) の気温の計測結果は、次の算定式により補正を行うものとし、補正後の日最高気温が30度（℃）以上となる日を真夏日とする。

【算定式】

補正後の気温（℃）

$$= \text{気温（℃）} - \text{標高差（m）} \times 0.6 / 100 \text{（m）}$$

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差（m）＝工事現場の標高（m）－計測箇所の標高（m）

（気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること）

- 4) 上記によりがたい場合は、監督員と協議すること。

3. 真夏日の算出方法について

(1) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。ただし、休工日は真夏日に含めないものとする。

(2) 真夏日の報告等

受注者は、真夏日の確認を含めた計測結果の資料を発注者に提出するものとする。

(3) 「基準日」・「対象期間」について

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工事完成日までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出するものとする。

また、「対象期間」は「基準日から工事完成日までの期間」をさす。年末年始6日間、日曜日及び土曜日（作業実施日以外）、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。なお、技術者配置準備期間を設定した工事の場合、技術者配置準備期間は、「対象期間」に含まない。

ただし、変更契約手続き上、「工事完成日まで」を「対象期間」とすることが困難な場合（※）は、受発注者協議により別途定めた日を工事完成日とみなすことができる。

※夏季に精算変更手続きを行うなど、事前に本試行を適用する期間を設定しないと現場管理費の補正值が確定できない場合 等

(4) 真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率}^{\ast 1} = \text{基準日から工事完成日までの真夏日数（日）}^{\ast 2} \div \text{対象期間（日）}$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 対象期間内における真夏日の日数（日）

4. 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、対象期間中の日最高気温等の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は最終変更契約において行うものとする。

補正値（％）※³ = 真夏日率 × 補正係数※⁴

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数※⁵) + 補正値※⁶)

※3 補正値（％）は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 真夏日補正係数：1.2

※5 積算基準（共通編Ⅰ）及び積算基準 土木設備（電気編・機械編）における「地域補正の補正係数」をさす。

※6 積算基準（共通編Ⅰ）における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」をさす。「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

5. 特記仕様書への明記

特記仕様書に次の事項を記載する。

〇〇.「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行

(1) 本工事は、「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行対象案件である。

(2) 試行にあたっては、『熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領』に基づき行う。
試行要領は、東京都産業労働局ホームページから入手できる。

(<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/ringyou/criteria/about/>)

6. 施工箇所が点在する工事への適用

施工箇所が点在する工事については、点在する施工箇所ごとに補正を行うことができるものとする。

7. 随意契約及び総価契約単価合意方式による契約との併用

随意契約及び総価契約単価合意方式による契約の工事については、本試行との併用ができるものとする。

熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる東京都内観測所一覧

観測所名（気象庁）	所在地	環境省HP表示	備考
小河内	西多摩郡奥多摩町原	○	
青梅	青梅市新町	○	
練馬	練馬区石神井台	○	
八王子	八王子市元本郷町	○	
府中	府中市幸町	○	
東京	千代田区北の丸公園	○	
江戸川臨海	江戸川区臨海町	○	
羽田	大田区羽田空港		
大島	大島町元町字家の上	○	
大島北ノ山	大島町元町字北の山		
新島	新島村川原		
神津島	神津島村金長		
三宅島	三宅村神着	○	
三宅坪田	三宅村坪田		
八重見ヶ原	八丈島八丈町大賀郷		
八丈島	八丈島八丈町大賀郷	○	
父島	小笠原村父島字西町	○	
南鳥島	小笠原村南鳥島	○	

※観測所は気象庁HPに記載している箇所を示している。また、環境省熱中症予防情報サイトについては、○部分のみ記載している。

※観測所の選定は、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。

※環境省熱中症予防情報サイト〔暑さ指数（WBGT）の実況と予測〕

参考URL：https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

※国土交通省気象庁〔過去の気象データ〕

参考URL：<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>